

相談事例

ID: 02-01-003

相談タイトル

増築建物の契約時と完成時の規模について

Q: ご相談内容

契約書には増築建物の広さの記載は無い。図面が送られてきたのは建物完成間際になってから。面積の標記が何帖という畳での標記がなく、平方メートル(m²)で数字が記載されていたので、相談者はわからなかった。当初打合せ時には6畳という話をしていたが、途中で換気扇との絡みで、一部分をカットするとは言われたが、それで5畳になるとは説明が無かった。完成してみたら思っていたより狭かったので、工務店の社長に話をしたところ、カットしたから狭くなったとの回答。残額35万円の請求書が届いているが、まだ支払いはしていない。どのように対応したら良いか。

A: 回答

設計図面に記載されている床面積数値(平米表記)が5帖相当の面積であれば、施工業者側は予定どおりに工事を進めたと主張される可能性は高いと思います。

説明が不十分であったり、図面提出等対応が遅かったりしたことについては、交渉の余地はあるかもしれませんが、それらの話を出して相談者の希望を伝えてみてはと考えます。

請求書が届いていて、残金について期日を指定し請求があるのであれば、内容について納得できず専門家に相談した上で対応する旨を施工業者に伝えて置く必要はあります。

今までの経緯については、箇条書きで良いので書類として残して置き、いつ誰がどのような話をしていたかについて、できるだけ細かく記載しておいて下さい。

契約行為にかかる法的な判断も必要と考えますので、弁護士等による相談を受けていただくことをおすすめします。